

道路等に面した危険ブロック塀等の撤去の 費用の一部を補助します

～危険ブロック塀等の除却事業～

ブロック等の組積造で造られた塀および門柱の一部または全部を解体撤去する工事で要件に当てはまる場合には費用の一部を補助します。



※交付決定前に業者契約や除却工事を行った場合や
当該補助金の交付を受けたことがあるものについては補助ができません



●補助の対象となるブロック塀等

道路等に面し(※1)、安全性の確認(※2)ができない
高さ1m以上のブロック塀等

※1 道路とは、建築基準法
第42条に規定する道路

※2 安全性の確認項目は裏面

ブロック塀等とは

塀および門柱でコンクリートブロック造、石造、れんが造、その他組積造のもの

●補助金の額

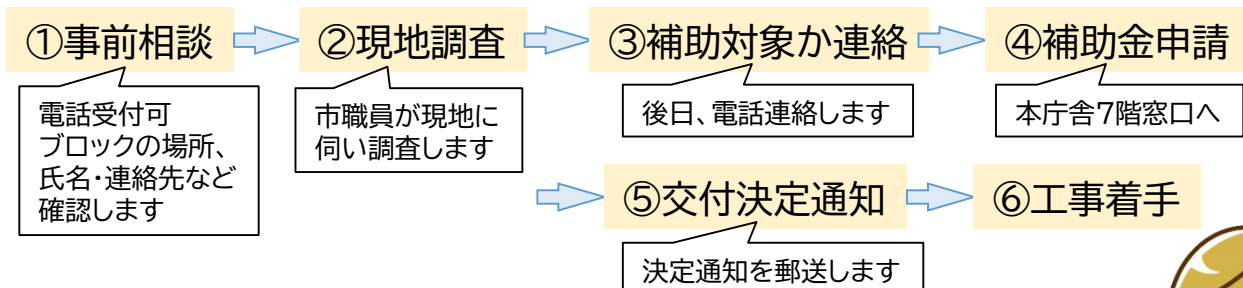
※補助金は予算に達し次第終了となります。

ブロック塀等の除却に要する費用の**2分の1以内(上限7万円)**

※1,000円未満の端数は切り捨て

※ブロック塀等の除却に要する費用とは、対象ブロック塀等の解体費+廃材運搬・処分費

●工事着手までの流れ



危険なブロック塀等ある場合は、まずは下記連絡先までご相談ください

補助金に関するお問合せ先

大分市役所 7階 開発建築指導課 8:30~17:15(土・日・祝日は除く)

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

TEL:097-585-5072 FAX:097-534-6201 E-mail:kensido@city.oita.oita.jp



安全性の確認

道路に面する高さ1メートル以上のブロック塀で、安全性の確認項目のチェック欄のいずれかに該当するものがあれば補助の対象となります

ブロック塀等の安全性の確認項目【補強コンクリートブロック造の塀】

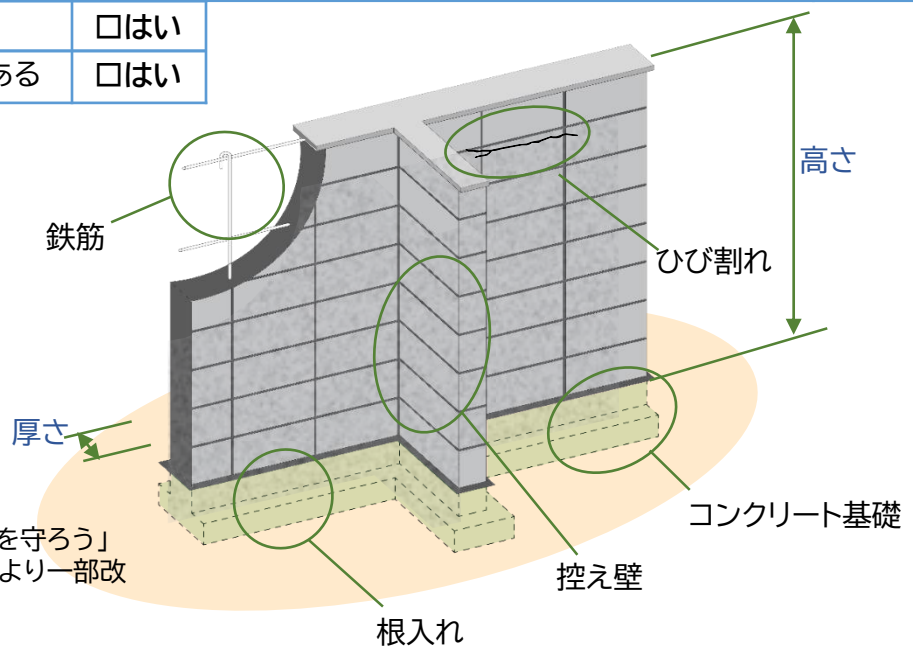
①前面道路の路面の中心からの高さが 2.2mを超える ブロック塀である	□はい
②塀の厚さは 10cm未満 である(塀の高さが 2m超2.2m以下 の場合は 15cm未満)	□はい
③塀の高さが 1.2mを超える 場合、塀の長さ 3.4m以下 ごとに、塀の高さの 1/5以上 突出した控え壁がない	□はい
④コンクリート基礎がない(高さ 1.2mを超える 場合、根入れの深さが 30cm未満 である)	□はい
⑤塀にひび割れや傾きがある	□はい
⑥塀の中に直径 9mm以上 の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下 で配筋されていない	□はい

ブロック塀等の安全性の確認項目【組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀】

①前面道路の路面の中心からの高さが 1.2mを超える ブロック塀である	□はい
②塀の厚さは塀の高さの 1/10未満 である	□はい
③塀の長さ 4m以下 ごとに、塀の厚さの 1.5倍以上 突出した控え壁がない。または塀の厚さが②の厚さの 1.5倍未満 である	□はい
④コンクリート基礎がない	□はい
⑤塀にひび割れや傾きがある	□はい



大分市危険ブロック塀調査補助金申請書



出典：
パンフレット「地震からわが家を守ろう」
日本建築防災協会 2013.1 より一部改

よくある質問

Q. 道路が建築基準法第42条に規定する道路か分からないのですが？

対象となる道路かこちらでお調べしますので、お問い合わせください。

Q. ブロックやフェンス新設費用は補助金が出ますか？

出ません。解体費用に関わる費用のみです。

Q. 隣地との境界のブロックは対象となりますか？

対象外です。道に面した部分のみが対象です。

Q. 道に面したブロックでも1m未満の場合は絶対に対象になりませんか？

倒壊した場合に周辺に著しく影響を及ぼす恐れがあるなど補助対象となる場合があります。まずはお問い合わせください。